

アジア経営学会賞規定

2016年9月10日制定

2019年9月15日改訂

1. 〔目的〕

アジア経営学会は、アジア経営の研究の発展に資するため、会員による優秀な著書を選定し、その業績を広く顕彰することを目的として、アジア経営学会賞（以下「賞」）を制定する。

2. 〔賞の対象〕

賞は著書を対象とし、毎年原則として1点に授与できる。

3. 〔賞の内容〕

賞として表彰の記念品を授与する。

4. 〔対象〕

賞の選考対象は、賞を授与しようとする大会が開催される前々年の1月1日から前年の12月31日の間（2年間）に刊行された会員による和文もしくは英文の著書とする。なお、著書は単著であることを要し、同一の会員に本賞が再度授与されることはないものとする。

5. 〔推薦方法〕

選考対象に適合する著書について、会員は賞を授与しようとする大会が開催される年の4月30日までに、所定の様式の文書によって自薦・他薦することができる。

6. 〔審査〕

選考対象の審査は、学会賞審査委員会がこれを行う。

7. 〔「アジア経営学会賞」および「アジア経営学会研究奨励賞」の審査委員会〕

審査委員会の委員長と副委員長は、理事会が選出した理事それぞれ1名をこれに充てる。委員長は会長が所属する部会の理事、副委員長は会長が所属していない部会の理事とする。委員長と副委員長以外の委員は理事会が決定し、会長が委嘱する。計5名の会員が委員に選出され、委員会はこれに委員長と副委員長を加えた計7名によって構成される。委員長と副委員長の任期はその者の理事としての任期に合わせるものとし、その他の委員の任期は1年とする。また、委員は同一委員長の任期中においては再任されないものとする。

8. 〔審査委員の審議不参加〕

審査委員（委員長を含む、以下同）自身の著書が選考対象となった場合や、審査委員の指導下にある院生、または過去に指導下にあった院生等の著書が選考対象となった場合、当該審査委員は審査委員会から外れるものとする。該当事案によって生じた審査委員の欠員に対しては、当規定7項の手順に従って速やかに新委員を補充するものとする。

9. 〔審査結果の確定〕

審査委員長は、理事会に審査経過を報告して承認を求めるものとする。

10. 〔公表と顕彰〕

会員総会において、審査委員長が審査結果を報告し、会長が賞として表彰の記念品を授与する。あわせて、当学会のホームページへの掲載やその他の適当な方法により、公表と顕彰を行う。

11. 〔幹事〕

審査委員長は、会員の中から若干名を委員会幹事に委嘱し、審査の補助業務を担当させることができる。

12. 〔規定の改正または廃止〕

本規定の改正または廃止は、総会における出席会員の過半数の賛成を要するものとする。

〔付則〕

この規定は、2016年9月10日から施行する。

この規程は、2019年9月15日に一部改訂され、即日施行する。

アジア経営学会賞推薦書

1. 著者名：

2. 書名：

3. 発行所（出版社）：

4. 発行年月日： 年 月 日

（賞を授与しようとする大会が開催される前々年の 1 月 1 日から前年の 12 月 31 日の間
（2 年間）に刊行されていることが必要です）

5. 推薦者氏名：

6. 推薦者所属：

7. 推薦理由：